

平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金 (市町村交付金に係る分)の内示について

平成17年8月30日 厚生労働省 老健局

(単位：千円)

都道府県名	内示計画数	内示額
北海道	6	124,900
青森県	2	125,000
岩手県	4	87,500
宮城県	21	257,500
秋田県	1	37,500
山形県	7	96,100
福島県	0	0
茨城県	3	25,500
栃木県	5	128,500
群馬県	0	0
埼玉県	7	181,787
千葉県	7	167,500
東京都	18	350,446
神奈川県	25	240,500
新潟県	6	60,205
富山県	9	77,500
石川県	2	32,500
福井県	14	51,872
山梨県	0	0
長野県	4	120,000
岐阜県	9	221,700
静岡県	1	7,500
愛知県	5	88,300
三重県	7	109,000
滋賀県	20	407,180

都道府県名	内示計画数	内示額
京都府	5	37,500
大阪府	40	376,348
兵庫県	24	463,845
奈良県	2	21,156
和歌山県	6	176,491
鳥取県	4	91,000
島根県	6	52,500
岡山県	1	40,000
広島県	5	62,614
山口県	3	28,500
徳島県	2	15,000
香川県	1	22,500
愛媛県	0	0
高知県	2	22,500
福岡県	28	499,287
佐賀県	0	0
長崎県	13	250,500
熊本県	9	120,500
大分県	2	15,000
宮崎県	1	7,500
鹿児島県	2	15,000
沖縄県	2	70,000
合計	341	5,386,231

(注) 内示計画の概要については、厚生労働省大臣官房総務課行政相談室にあります。なお、8月30日の午後4時から自由閲覧ができます。

市町村整備計画の概要

(今回内示分)

1 内示計画数

341件 (介護予防拠点のみの計画 179件)

2 内示自治体数

156自治体

3 計画に記載された施設数

小規模 多機能 か所	特養 ホーム ユニット	老人 保健施設 か所	ケアハウス ユニット	認知症 GH か所	認知症 デイ か所	夜間訪介 ステーション か所	介護予防 拠点 か所	包括支援 センター か所	生活支援 ハウス か所	在宅の 基盤形成 か所
153	55	1	22	66	65	12	476	54	5	7

※ 平成18年度以降に整備予定の施設を含む。

4 交付金内示額

平成17年度 5,386,231千円

地域介護・福祉空間整備等交付金について

1 目的

国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、また、地域再生や三位一体改革の観点なども踏まえ、各地方公共団体が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤を整備することを支援する交付金（「地域介護・福祉空間整備等交付金」）を創設する。
（「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」※に規定。）

※ 「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」を「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律」により改正。

2 地域介護・福祉空間整備等交付金の内容

① 市町村交付金

・・・地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するための交付金

② 都道府県交付金

・・・特別養護老人ホームなど広域型の施設を整備するための交付金

3 平成17年度予算額 866億円

4 国の基本方針

国は、公的介護施設等の整備に関する基本方針を策定する。

- ・ 公的介護施設等の整備の意義及び目標
- ・ 市町村整備計画及び施設生活環境改善計画の作成に係る基本的な事項
- ・ 市町村交付金及び都道府県交付金に係る基本的な事項 等

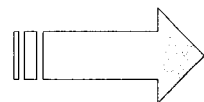
5 交付金について

(1) 市町村整備計画の策定、評価等

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 日常生活圏域を単位として、
- ② 様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、
- ③ 今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした
「市町村整備計画」を策定し、国に提出。

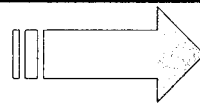
※ 平成17年度においては、介護予防拠点の整備のみを盛り込んだ市町村整備計画を策定することも差し支えない。



計画全体に対し、交付金を交付

(2) 都道府県整備計画の策定

都道府県(指定都市及び中核市を含む。)は、毎年度、施設生活環境改善(創設、個室・ユニット化改修など)のための基盤整備を行うための「施設生活環境改善計画」を策定し、国に提出。



計画全体に対し、交付金を交付

(3) 交付金は、各市町村・都道府県で弾力的な運用が可能

- ① 地域におけるサービス基盤の整備状況や既存の建物の活用状況などを踏まえて、各事業者への助成の程度を柔軟に変更可能
- ② 交付金総額の範囲内で、整備量を増やすことが可能

等

市町村整備計画及び都道府県整備計画のイメージ

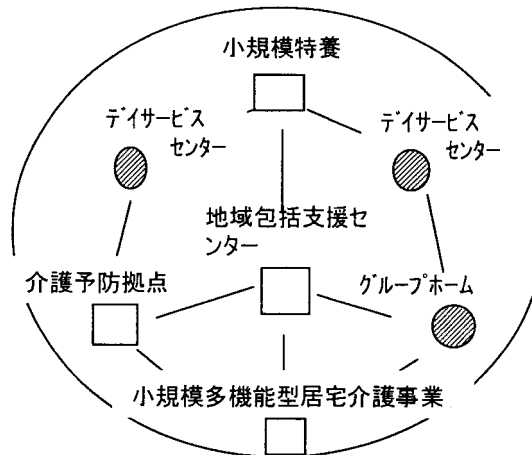
今後3年以内にA日常生活圏域で整備すべきサービス基盤に関する

「市町村整備計画」

- 小規模多機能型居宅介護事業
- 小規模特養
- 小規模老健
- 小規模特定施設(ケアハウス)
- 認知症高齢者グループホーム
- 認知症対応型デイサービス
- 夜間対応型訪問介護事業
- 介護予防拠点
- 地域包括支援センター
- 生活支援ハウス
- 高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成

左のサービス見込量を確保するために必要なサービス基盤の

「面的な配置構想」



● は既存施設
→ □のサービスが不足

市町村内のA日常生活圏域のサービス見込量

○訪問介護	回
○通所介護	回
⋮	⋮
○特別養護老人ホーム	人
○介護老人保健施設	人
⋮	⋮

毎年度策定する広域的な介護サービス基盤に関する

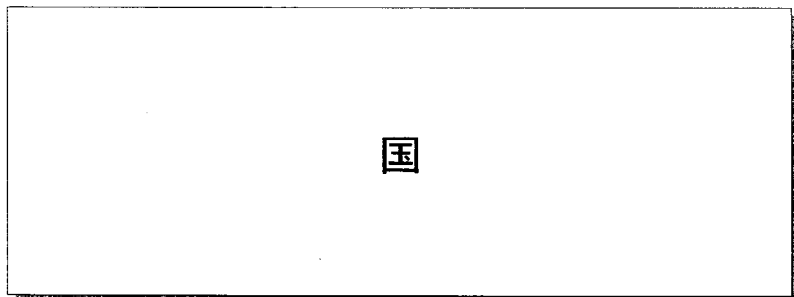
「都道府県整備計画」

- 特養
- 老健
- 特定施設(ケアハウス)
- 訪問看護ステーション
- 養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室
- 補装具製作施設
- 盲導犬訓練施設
- 点字図書館
- 聴覚障害者情報提供施設

広域的な介護サービス基盤

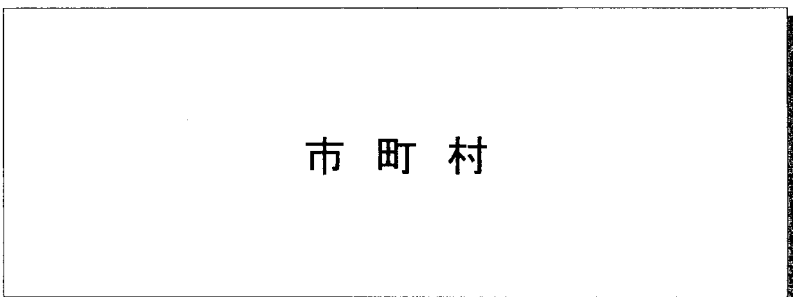
地域介護・福祉空間整備等交付金の交付の流れ

1 市町村交付金の交付の流れ



③ 次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択

④ 下記の算定方法により交付金を交付



① 日常生活圏域を単位として次の対象事業の面的な配置構想を基に「市町村整備計画」を策定

採択指標

A 客観的指標

- ・ 高齢者数の将来上昇率
- ・ 圏域における施設整備の状況

B 政策的指標

- ・ 地域密着型サービス拠点の整備を中心としているか
- ・ 既存の社会資源を活用しているか
- ・ 元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか 等

対象事業

● 地域密着型サービス等の拠点

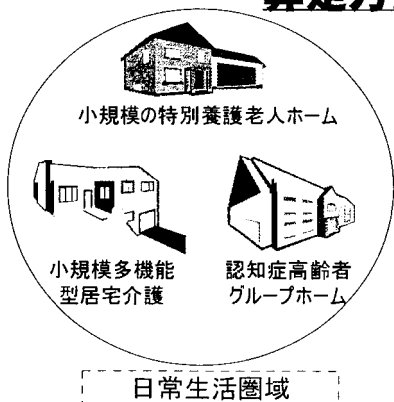
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 小規模の特別養護老人ホーム (29人以下)
- ・ 小規模の老人保健施設 (29人以下)
- ・ 小規模のケアハウス(特定施設) (29人以下)
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 認知症対応型デイサービス

● 介護予防拠点

● 地域包括支援センター ● 生活支援ハウス

● 高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成

算定方法



市町村整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。
ただし、実際の総事業費の範囲内とし、1億円を上限とする。

※ 国の財政上の特別措置に関する法律等の対象となる事業が含まれる場合は、右表の配分基礎単価に一定率を乗じて得た額を交付限度額に加算する。

事業区分	配分基礎単価
● 地域密着型サービスの拠点	—
小規模多機能型居宅介護	15,000千円
小規模の特別養護老人ホーム	—
1ユニット	20,000千円
2ユニット以上	40,000千円
小規模のケアハウス(特定施設)	—
1ユニット	20,000千円
2ユニット以上	40,000千円
小規模の老人保健施設	25,000千円
認知症高齢者グループホーム	15,000千円
認知症対応型デイサービス	10,000千円
夜間対応型訪問介護事業	5,000千円
● 介護予防拠点	7,500千円
● 地域包括支援センター	1,000千円
● 生活支援ハウス	30,000千円
● 高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成	厚生労働大臣が認めた額